

# 聖母学院同窓会会則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は聖母学院同窓会と称する。

第 2 条 本会の事務局は母校本館内に置く。

## 第 2 章 会 員

第 3 条 本会は次の会員で組織する。

1、正会員 ①京都聖母女学院、聖母学院、京都聖母学院小学校、中学校、高等学校を卒業したものの。

ただし、本学中学校、高等学校在学中のものは除く。

②かつて、京都聖母女学院、聖母学院、京都聖母学院小学校、中学校、高等学校に在籍し、本会の趣旨に賛同し入会を希望するもので、役員会の承認を得たもの。

2、客員 京都聖母学院小学校、中学校・高等学校現教員および旧教員。

3、特別客員 本会のために功労のあった方で役員会の承認を得た者

## 第 3 章 目的および事業

第 4 条 建学精神（obeissance et purete）を大切にし、

会員相互の交誼を温め、母校の繁栄に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

第 5 条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1、会員名簿の管理を行う。

2、年 1 回“同窓会だより”を発行する。

3、年1回物故者の為の追悼ミサを行う。

4、本会が必要と認めた事業を行い、母校行事に参加する。

## 第 4 章 機 関

### 第 6 条 総 会

#### 1、総会開催要件

総会は、定時総会および臨時総会とする。

①定時総会は、年1回5月に開催する。

②臨時総会は、100人以上の会員の請求があった場合、または会長が必要と認めた場合は、会長が召集して開催することができる。なお、請求には、正会員本人自筆による署名および捺印を要する。

#### 2、総会決議事項

①総会の議長は、正会員より選出する。

②定時総会では、前年度の事業および会計報告を行い、次年度の計画・予算を報告、承認を得、議案について決議する。

③臨時総会においては、その開催目的に応じた議決を行う。

#### 3、総会議決要件

出席者の過半数の承認をもって議決とする。

### 第 7 条 幹 事 会

1、幹事会は役員および幹事で組織する。

2、幹事会開催要件

年 4 回および必要に応じて開催する。

### 3、幹事会決議事項

- ①幹事会の議長は、幹事の中より選出する。
- ②本会の運営に関わる事項および役員会で審議された事項について、決議または承認する。
- ③役員および会計監査の選出を行う。

### 4、幹事会議決要件

- ①出席幹事の過半数をもって議決とする。
- ②役員選出と幹事会での決定事項において、各学年 1 票とし各活動、各支部も 1 票とする。

## 第 8 条 役員会

- 1、本会の運営を総括する。
- 2、第 5 条の事業を行うにあたり、必要な審議をする。
- 3、役員会における審議事項は幹事会において報告する。

### 4、役員会開催要件

月 1 回および必要に応じて開催する。

### 5、役員会議決要件

出席者の過半数の承認で議決したとする。

## 第 5 章 幹 事

## 第 9 条 幹事の構成

- 1、各学年幹事、各活動責任者、支部の責任者を幹事とする。

- ①各学年幹事 …各学年に複数人(但し男子のいる学年は 1 名以上男子)を置く。

尚、選出方法は各学年任意とする。

②各活動責任者…各部会においての活動責任者

③支部責任者 …各支部会会員により選出された者

2、各学年幹事で2年以上出席のない場合は、会長が交代を申し渡すことができる。

## 第 6 章 役 員

### 第 10 条 役員構成

1、本会は原則として以下の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
会 計	2 名
書 記	2 名
常任役員	10 名以内

2、本会は原則として顧問を置く。

3、本会は名誉顧問を置くことができる。

### 第 11 条 役員選出及び任期

1、役員は学年幹事及び幹事会を組織するもの、又は幹事会の推薦する正会員の中より選出する。

2、選出された役員相互により役職を決める。

3、顧問は、学院長及び現京都聖母学院小学校、中学校・高等学校長とする。

4、名誉顧問は、会員の中より役員会が推薦することができる。

5、会長、副会長、会計、書記の任期は2年とし、2期まで延長できる。

6、役職の任期の終わる年度の最終幹事会において、次期役員を選出する。なお、選出するに

あたり2年に1回役員推薦管理委員2名を置く。

## 第12条 役員の任務

1、会長は本会を代表し、本会の事業を統括し、すべての会議の最高責任者とする。

2、副会長は会長を補佐し、会長が会務を行えない時はこれを代行する。

3、会計は本会の財務を行い、これを管理する。

4、書記は、役員会その他会議の記録を行い、これを管理する。

5、常任役員は会務の執行をする。

6、顧問は、会務において、会長の諮問に応ずる。

## 第7章 会 計

第13条 本会の会計年度は4月1日より3月31日までの1年間とする。

第14条 本会の運用金は正会員の会費およびその他の臨時収入とする。

第15条 正会員は会費を納入する。

第16条 本会の会費は終身会費20000円とする。なお、入会時に納入された会費は、理由の如何を問わず、返金しないものとする。

第17条 本会の会計は監査を受けた後、総会にて承認を得る。

第18条 本会は会計監査2名を置き、任期は2年とする。

## 第8章 支 部

第19条

- 1、各地域において、一定の希望者があった場合、幹事会の承認を得て設立できる。
- 2、支部は支部に属する会員、および責任者氏名、その他の事項を役員会に報告しなければならない。
- 3、支部は本会からの援助を受けることができる。

## 第 9 章 会 則 の 改 正

第 20 条 本会の会則の改正は総会に提出し、正会員の承認を得る。

## 第 10 章 補 則

第 21 条 本会に下記の帳簿を備える。

- 1、会則
- 2、会員名簿
- 3、会議録
- 4、会計簿
- 5、財産目録、備品目録

## 第 11 章 附 則

第 22 条 (細則)

この会則の施行に関わる細則は役員会で別に定め、幹事会の承認を得るものとする。

施行は、幹事会で承認された日からとする。

本会則は、1995年4月1日 一部変更

本会則は、1998年5月17日 一部変更

本会則は、2003年5月25日 一部変更及び小学校同窓会会則は全文削除

本会則は、2006年5月28日 変更

本会則は、2008年5月25日 一部変更

本会則は、2012年5月27日 一部変更

本会則は、2015年5月31日 一部変更

本会則は、2016年5月29日 一部変更

本会則は、2017年5月28日 一部変更

本会則は、2019年5月19日 一部変更